

転学部(科)届

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり転学部(科)しましたので、引き続き奨学金貸与の継続をお願いします。
また、卒業期が延びる場合には、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与期間(終期)を下記のとおり延長することを願います。
なお、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与期間(終期)の延長に係る一切の債務についても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

■転学部(転学科)の届出

奨学生番号											0									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※併用貸与の者はそれぞれの奨学生番号ごとに提出してください。

学校名	
-----	--

届出年月日	西暦 20 年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
フリガナ	
氏名 (自署)	

印

●変更後の借入金額を訂正する場合は本人印を押印してください。
(変更後の借入金額を訂正する場合は本人印は不要です。)

	学部名 (学科名)	学部コード (※学校記入)	昼夜 (該当を○で囲む)	学籍番号	標準修業年限	卒業予定期	転学部(科)年月日	学年	学校区分
旧			昼・夜・ 昼夜開講			(西暦) 年 20 年 月	(西暦) 20 年 月 日まで在籍	年次	
新			昼・夜・ 昼夜開講			(西暦) 年 20 年 月	(西暦) 20 年 月 日より在籍	年次	

※第一種奨学金の貸与期間は、現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校(学部・学科)の標準修業年限に達するまでとなります。

※第二種奨学金の貸与期間は、原則、転学部(科)後の標準修業年限までとなります。

※緊急採用奨学金は、転学部(科)による貸与期間の延長はありません。

※他校への編入学・転学により学部(科)が変更となる場合は、本様式の提出は必要ありません。別途「編入学奨学金継続願」・「転学奨学金継続願」を提出してください。

※第一種奨学金と併せて、2020年度以降の給付奨学金(新制度)の支給、及び授業料等減免の支援を受けている者が、転学部(科)によって貸与終期の訂正や昼夜の変更が生じる場合、第一種奨学金の併給調整後の貸与月額が変更となります。それに伴い貸与総額が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡しします。)

■「奨学金貸与月額変更願(届)」を同時に提出する・提出しない

提出しない
 提出する ⇒ 「月額変更願」を「転学部(科)届」にホチキス留めして提出

※以下の場合には、必ず「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出してください。

- ①私立大学の医学、歯学、薬学、獣医学を履修する課程に在学する者で第二種奨学金の増額貸与を受けている者が、その増額貸与を受けることができない学部へ転学部(科)する場合
- ②法科大学院の法学を履修する課程に在学する者で第二種奨学金増額貸与を受けている者が、その増額貸与を受けることができない課程へ転学部(科)する場合

※人的保証で「奨学金貸与月額変更願(届)(増額)」を同時に提出する場合は、連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書が各願ごとに必要です。

■貸与総額が増加する場合は記入(貸与期間(終期)の延長等)

変更後の借入金額 (予定・総額)																				
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※「奨学金貸与月額変更願(届)」を同時に提出する場合は、「変更後の借入金額」欄には、月額を変更した上で貸与期間(終期)を延長した金額を記入してください。
※2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合は第一種奨学金の貸与月額が調整されることから、第一種奨学金の「変更後の借入金額」は記入不要です。
※借入金額を訂正する場合は、「変更後の借入金額(予定)」欄の訂正方法についてを参照してください。
※貸与月額及び貸与終期から算出される借入金額より本紙に記載された変更後の借入金額が多い場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借入金額が正しい金額とみなします。

※人的保証の場合は、連帯保証人・保証人それぞれの自署と実印での押印、及び添付書類として印鑑登録証明書が必要で、印鑑登録証明書は「転学部(科)届」にホチキス留めしてください。ただし、2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給、及び授業料等減免の支援を受けている第一種奨学金の場合は、連帯保証人・保証人の自署・押印、及び印鑑登録証明書の添付は不要です。

※機関保証加入者は、貸与総額の増加に伴い保証料月額が変更となります。

※機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本届提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

※現在選択している保証制度にチェックする。 <input type="checkbox"/> 人的保証 (右欄を記入) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書を添付 (「変更後の借入金額」欄が記入不要の場合は、署名・押印及び印鑑証明書の添付は不要) <input type="checkbox"/> 機関保証	私は、上記の貸与期間(終期)の延長により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしがって債務履行の責を負います。 〒 住所 (親権者・未成年後見人) 氏名 (自署) 氏名 (自署)	実印 電話番号 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日
	私は、上記の貸与期間(終期)の延長により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで保証し、関係法令及び返還誓約書等にしがって債務履行の責を負います。 〒 住所 (親権者・後見人) 氏名 (自署) 氏名 (自署)	実印 電話番号 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 機関保証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。	

■本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	〒 住所 (親権者・未成年後見人) 氏名 (自署) 氏名 (自署)	電話番号
	〒 住所 (親権者・後見人) 氏名 (自署) 氏名 (自署)	電話番号

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二人とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名 大阪大学

関係課長(※) 教育・学生支援部学生・キャリア支援課長 岡田行弘

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

返還誓約書機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入)
<input type="checkbox"/> 済

学校番号	区分
106005	01 60
電話番号(担当者名)	
06 - 6850 - 5037	
()	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。